

知っていますか？

# 自転車の

ながらスマホ・酒気帯び運転

# 罰則強化

令和6年11月1日

道路交通法改正



## ★酒気帯び運転に

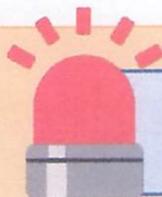
違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## ★運転中のながらスマホに

最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は

自転車運転者講習制度の対象になります



## 運転中のながらスマート



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

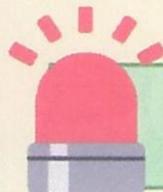
違反者は、

**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、

**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

※停止中の操作は対象外



## 酒気帯び運転および帮助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、

**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



自動車だけでなく **自転車** を運転するおそれのある人には  
**飲ませない！街づくりをしましょう！**

酒類提供

…

**厳罰！**

**NO**

車両の提供・同乗



自転車を運転すると知りながら、利用者に酒類を提供する行為は、飲酒運転と同様に厳しく処罰されます。

お酒を飲んだ人に自転車を貸すなどの行為も厳しく処罰されます。

**重大な事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう**